

時事ニュース

令和4年4月1日から成年年齢が18歳になりました!!

日本では、明治9年以来、成年年齢は20歳とされ、明治29年(1896年)に「民法」が制定されて以降も変わらず20歳と定められてきました。世界的にみるとアメリカ・イギリス・ドイツなど成年年齢を18歳とする国が主流である中で、近年、日本国内でも憲法改正国民投票の投票権や公職選挙法の選挙権が18歳からと定められるなど、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳・19歳を大人として扱う政策が進められてきました。また、若者が自らの判断によって人生を選択できる環境を整備し、積極的な社会参加を促して社会を活力あるものにするという目的もあって、令和4年4月1日から改正民法が施行され、実に140年ぶりに成年年齢が変わることとなりました。



成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、これまでは20歳以上でなければできなかった様々なことが18歳からできるようになりますが、弊社が数多く取り扱っている相続手続きの分野では「18歳から遺産分割協議ができるようになる」ことが大きな変更点です。これまでは、相続人のうちに(未婚の)18歳の方がいる場合には一般的に、親権者であり相続人の一人でもある父又は母との利益相反が生じるため、家庭裁判所に対して「特別代理人」の選任申立てを行い、その特別代理人が18歳の相続人に代わり遺産分割協議に参加する必要がありました。これが、今後は18歳以上であれば本人自身が有効に遺産分割協議を行えるようになりました。

もしも、18歳・19歳の相続人がいるために、20歳になるまで遺産分割協議を行うのを留保しているご家族があるようでしたら、今回の改正により相続手続きを進められるようになりますので、是非、当事務所にご相談ください。

<今回の改正により18歳からできることの例>

① 契約をすること。

「スマホを購入する」「アパートを借りる」「クレジットカードを作る」
「ローンを組んで自動車を購入する」などが親権者の同意なく可能になります。

② 有効期間10年のパスポートを取得すること

これまで未成年者は5年のものしか取得できませんでした。

③ 性別の取扱いの変更の審判を受けること

④ 司法書士として登録し、業務を行うこと

これまでは未成年(20歳未満)で司法書士試験に見事合格しても、
20歳にならないと司法書士会に登録できず、業務を行うことができませんでした。
(他の国家資格においても同様の変更がなされたものが多数あります。)



<これまでどおり20歳にならないとできないことの例>

① 喫煙、飲酒

② 公営競技(競馬・競輪・オートレース)の投票券の購入

③ 養子をとること



なお、成年年齢の変更と同時に、婚姻できる年齢についても変更があり、これまでは『男性18歳、女性16歳』でしたが、変更後は『男女とも18歳』(=成年)となりました。従って「未成年者が婚姻する」こと自体が無くなり、18歳以上の男女が婚姻する際に父母の同意を得る必要が無くなりました。

ワンコイン終活勉強会を再開します！

2020年途中から新型コロナウイルス感染症の拡大により、弊社川越事務所での『ワンコイン終活勉強会』の開催を見合わせておりましたが、この度、蔓延防止等重点措置の解除を受け、また、開催を心待ちにくださっている受講希望のお客様の声にお答えし、感染予防措置を講じながら、4月より再開することと致しました。

終活勉強会では、「相続や遺言」「相続税や生前贈与」「葬儀やお墓のこと」など、月替わりのテーマに関して、司法書士・税理士など各分野の専門家が講師を務めます。各回の定員を12名と少なくさせていただいておりますので、ご興味のある方は、お早めに参加申込みのご連絡をお願い致します。【申込先：弊社川越事務所 ☎ 049-238-7047】



司法書士・行政書士
かんべ みつくに
神戸 光邦



司法書士・行政書士
わき ひろき
脇 博喜



司法書士
たに ようせき
谷 揚石



司法書士
たてぬま こうすけ
蓼沼 宏祐

ワンコイン終活勉強会
2022年 開催スケジュール
ご希望の月を選んでご参加いただけます♪

開催日時 毎月 第2水曜日
10:00～11:00 (9:40～受付)
※ 各回とも勉強会終了後に個別相談も承ります。

受講料 各回 1組 500円
定員 各回 12名 (申込順)

4/13 司法書士が教える！
「相続のきほん ①」
令和6年から相続に伴う不動産の名義変更が義務化されます！

- ・『相続』って何をすればいいの？
- ・法定相続人と法定相続分を確認しよう！
- ・遺産分割協議のルールを知ろう！

5/11 司法書士が教える！
「相続のきほん ②」

- ・『配偶者居住権』制度ってなに？
- ・エンディングノートの活用法
- ・弁護士、司法書士、税理士・・・どの専門家に相談するのが良いの？

6/8 税理士が教える！
「相続税と生前贈与 ①」
遺産が何万円あると相続税の対象になるかご存じですか？

- ・相続税がかかる人、かからない人
- ・自分の資産の評価方法を知ろう！

7/13 税理士が教える！
「相続税と生前贈与 ②」

- ・生前贈与で相続税対策！
- ・高～い贈与税には要注意！！

8/10 司法書士が教える！
「遺言書のきほん」
近年始まった法務局における自筆遺言書の保管制度についても解説します。

- ・遺言書の作り方と費用
- ・遺言がある場合とない場合の違いは？
- ・エンディングノートと遺言書の違いは？

9/14 葬儀のプロが教える！
「葬儀とお墓のこと」

- ・葬儀の形態、埋葬方法
- ・自分の希望する葬儀を行う方法
- ・お墓の継がせ方

今、注目を集めている「家族信託」についても解説します。

10/12 司法書士が教える！
「元気なうちに考えておきたいこと」

- ・自分で財産管理ができなくなった時に備える (財産管理契約、委任契約)
- ・認知症になった時に備える (成年後見制度、任意後見契約)
- ・『家族信託』について学ぼう！

⚠ 勉強会に参加の際は、マスクの着用をお願い致します。未着用の方は受講をお断りする場合がございます。予めご了承下さい。
⚠ 感染症対策には十分に注意して開催致しますが、感染拡大の状況によっては、延期・中止とさせていただく場合がございます。その際は随時お知らせ致します。

川越事務所
〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町29番地1
TEL: 049-238-7047
川越駅西口より 徒歩5分
本川越駅より 徒歩10分

狭山事務所
〒350-1305
埼玉県狭山市入間川1丁目20番16号
TEL: 04-2954-2109
狭山市駅西口より 徒歩5分
狭山市役所うら 徒歩30秒

パートナーズグループ
総合サイト

こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください

相続手続き
・土地建物の名義変更
・預金の払戻し
・株の名義変更 など

会社・法人登記
・設立 ・役員変更
・増資/減資 ・本店移転
・合併 ・解散

成年後見 / 任意後見
・成年後見申立書の作成
・任意後見契約のサポート
・死後事務委任契約のサポート

不動産登記
・生前贈与
・土地建物の売買
・抵当権など担保権の抹消

遺言書
・遺言書の作成
・遺言書の書き直し
・故人の遺言書を見つけた

PARTNERS GROUP
パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人